

掛川市規則第15号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年8月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項に規定する額」の次に「（以下「費用額」という。）」を加え、「決定し、又は変更したとき」を「決定したとき」に改める。

第14条の見出しを「（費用額の変更）」に改め、同条第1項中「前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない」を「費用額を変更することができる」に改め、同条第2項中「不徴収事由申告書」を「費用額変更事由申告書」に改め、同条第3項中「費用を徴収しない場合」を「費用額を変更した場合」に改める。

別表備考中10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

- 3 支給認定保護者又は入所児童と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 4 所得割の額を計算する場合において、入所児童の属する世帯が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子又は父となった男子であって現に婚姻をしていないものの属する世帯に該当するときは、備考1の規定にかかわらず、当該女子又は男子を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第314条の2第1項第8号（当該女子が同法第314条の2第3項に該当する者であるときは同項）の規定を適用するものとする。

様式第11号を次のように改める。

費用額変更事由申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申告者 氏名 ⑩

掛川市子ども・子育て支援法施行細則第14条第2項の規定により、次のとおり申告します。

施設 の 名 称							
子ども	氏 名			現保育料	円		
	生年月日	年 月 日（ 歳）					
費用額変更の事由							
収 入 状 況	前年の年収		円（月平均		円）		
	本年（最近3月の平均月収）		円				
世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	勤 務 先	収 入	備 考	
					円		
※ 所 見 欄	担当 ⑩						
※ 決 定 欄	通知書番号			現保育料	円		
	認定証番号			変更後の 保育料	円		
	額変更期間						

附 則

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の分の費用額について適用し、同日前の分の費用額については、なお従前の例による。